

建築基準法違反と不当表示のおそれ

10月15日の時点でのアットホームのHPには、以下の表示に続いて、33戸全戸が物件種目「貸店舗・事務所」として表示されていました。

この建物の建築確認申請時での用途は共同住宅で、これを利用して容積率を計算する際、共用部分の面積を免除されているので、貸店舗に利用することは建築基準法違反となります。

物件種目	部屋番号	床面積 (㎡)	坪数 (坪)	賃料 (円)	管理費 (円)	敷金 (円)	礼金 (円)	駅名	駅まで	構造	完成年月
貸店舗・事務所	301	32.91	9.95	12万円	9,000円	なし	3ヶ月	本山/名古屋市東山線 本山駅	徒歩2分	RC	2019年11月
貸店舗・事務所	306	32.91	9.95	12万円	9,000円	なし	3ヶ月	本山/名古屋市東山線 本山駅	徒歩2分	RC	2019年11月

10月23日、このことを名古屋市住宅都市局建築指導部長ならびにビューロベリタスジャパン（株）名古屋事務所に申し入れました（申し入れ書は前のページに掲載）。結果として、10月25日7時40分には以下のように、当該ページはHPから削除されていました。このことは、広告がそのままであれば建築基準法違反であること、広告を消去したとしても10月のある時期、アットホームで不当表示を行っていたことを示しています。

お探しのページが見つかりません

この度は「アットホーム」をご利用いただきありがとうございます。

誠に恐れ入りますが、お客様がアクセスしようとしたページが見つかりませんでした。

お探しのページはすでに削除されたか、名前が変更されたか、アドレスが間違っている可能性があります。

お手数ですが下記よりお求めのページをお探してください。

10月20日時点での広告は、右のアーカイブに保存されています。<http://archive.fo/jEhrR>
 なお、広告の依頼者は「ホームメイドFC本山駅前店」で、この会社の代表者は、問題のビル
 の施主 川口 進氏です。